

執行停止に関する意見書

平成 30 年 10 月 24 日

平成 30 年 10 月 17 日付けをもって沖縄防衛局局長中嶋浩一郎のした行政不服審査法 25 条 3 項及び 4 項の規定によるとしてなされた執行停止の申立てについて、意見を述べる。

審査庁 国土交通大臣 石 井 啓 一 殿

処分庁 沖縄県知事 玉 城 康 裕

処分庁代理人 弁護士 加 藤 裕

同 弁護士 仲 西 孝 浩

同 弁護士 松 永 和 宏

同 弁護士 宮 國 英 男

〒900 - 8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号

処分庁 沖縄県知事 玉城 康裕

〒900 - 0014 沖縄県那覇市松尾2丁目17番34号

沖縄合同法律事務所

TEL 098-917-1088 FAX 098-917-1089

処分庁代理人

弁護士 加藤 裕

〒900 - 0036 沖縄県那覇市西1-2-18 西レジデンス2-B

ニライ法律事務所

TEL098-988-0500 FAX098-988-0555

処分庁代理人

弁護士 仲西 孝浩

〒904 - 0004 沖縄県沖縄市中央3丁目1番6号

センター法律事務所

TE098-921-1766 FAX 098-938-3166

処分庁代理人

弁護士 松永和宏

〒900 - 0025 沖縄県那覇市壺川3丁目5番地6 与儀ビル2階

ゆあ法律事務所

TEL098-834-9820 FAX098-834-1010

処分庁代理人

弁護士 宮國 英男

第1 意見の趣旨

本件執行停止申立てを却下する。

との決定を求める。

第2 意見の理由

1 執行停止申立ての適格を欠き不適法であること

本意見書別紙1「申立適格を欠いた不適法な執行停止申立てであること」において述べるとおり、行政不服審査制度は、私人の個別的な権利利益の簡易迅速な救済を制度趣旨とするものであって、この制度趣旨より、本来国には審査請求・執行停止申立の適格が認められないものと言ふべきであり、例外的に、一般私人と同様の立場で個別の権利義務が侵害された場合、すなわち「固有の資格」に基づかない場合にのみ、行政不服審査法（以下「行審法」という。）による審査請求及び執行停止申立て（以下「審査請求等」という。）の適格が認められるものである（行審法7条2項）。

審査請求等をした沖縄防衛局長（以下「申立人」という。）は国の機関であり、国の機関のみが制度の対象となる公有水面埋立承認出願をしたものであって、「一般私人と同様の立場」ではなく「固有の資格」におい

て承認処分ないし承認取消処分の名宛人となっているものであるから、行政不服審査法（以下「行審法」という。）による審査請求等の適格は認められないものであり、審査請求等は不適法である。

従って、行審法 25 条 3 項及び 4 項の要件を検討するまでもなく、本執行停止申立ては不適法却下されなければならない。

2 行審法 25 条 3 項及び 4 項の要件も認められないこと

1 で述べたとおり、本件執行停止申立ては申立適格を欠いた不適法なものであり、審査庁国土交通大臣は実体判断をなしえず、行審法 25 条 3 項及び 4 項所定の執行停止の要件充足について判断をする権限を有しないものであるが、念のため、行審法 25 条 3 項及び 4 項所定の執行停止の要件を充足していないことについて意見を述べる。

(1) 「重大な損害を避けるために緊急の必要性があると認めるとき」に

該当しないことなど

本意見書別紙 2「重大な損害を避けるために緊急の必要性があると認めるとき」等の執行停止の要件が認められないこと」において述べるとおり、本件執行停止申立ては、執行停止によって救済が認められ

ない一般公益を理由としていること、処分の一時的な停止によって救済される性質の損害ではないこと、それらの損害の疎明もなされていないこと、さらには工事の一時的遅延そのものが「重大な損害」とはいえないことのいずれの点においても、行審法 25 条 4 項所定の「重大な損害を避けるために緊急の必要」性の要件を充足していない。

また、執行停止によって公有水面埋立てが強行されるならば、公益上の不利益は、再生不可能な不可逆的側面を有するという点において甚大であるのに対し、これを取り消す不利益は、上記の範囲にとどまるものであって、両者を比較すれば、本件承認を取り消すことなく放置することは、公共の福祉の要請に照らして著しく不当であり、執行停止をすることは「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」(行審法 25 条 4 項ただし書)に該当する。

(2) 「本案について理由がないとみえるとき」に該当すること

本意見書別紙 3 「本件承認取消処分が適法であること」において述べるとおり、平成 30 年 8 月 31 日付け沖縄県達土第 126 号及び沖縄県達農第 646 号をもってした公有水面埋立ての承認の取消し(以下「本

件承認取消処分」という。)は適法になされたものであるから、本件承認取消処分を取り消す判決を求める本件審査請求には理由がないものであり、「本案について理由がないとみえるとき」(行審法 25 条 4 項ただし書)に該当する。

(3) 「必要があると認めるとき」に該当しないこと

執行停止によって避けられるべき「重大な損害」は認められないのであるから、そうであれば、凡そ「必要があると認めるとき」にあたるということもできないのであり、行審法 25 条 3 項による執行停止の要件充足も認められないものである。

3 結論

以上述べたとおり、国の機関である申立人が固有の資格において承認処分ないし承認取消処分の名宛人となっているものであるから、執行停止の申立適格は認められず、本執行停止申立ては不適法として却下を免れ得ない。

なお、行審法 25 条 3 項及び 4 項所定の要件も認められない。

以上